

日本品の外国輸入証明(陸揚証明)(27号)

内 容	本邦から輸出した日本の商品が、確実に外国で陸揚された(外国に輸入された)ことを証明するもの。本邦税務当局あて(注)。
使 用 目 的	商品を輸出するにあたり、物品税の免税の扱いを得るために本邦税務署に対し提出。
条 件	<p>1. 輸出入業者の申請に係る場合</p> <p>(1) 発給条件</p> <p>イ. 申請人 当該物品の輸出入業者等(本人、法人の代表者の出頭不要)。</p> <p>ロ. 証明する物品 輸出免税の対象物品に限る(物品税法別表)。</p> <p>(2) 必要書類</p> <p>イ. 輸出契約書、当該物品の内容を証明する文書</p> <p>ロ. 当該物品が本邦から輸出され、現地に陸揚げされたことを証明する文書すなわち、L/C、本邦税関発出の輸出許可書(Export Clearance)、B/L、現地税関への輸入申告書、現地の通関を証明する文書等のうちいくつかの組合せによる。</p> <p>2. 個人が携行して出国し、外国に持ち込んだ物品につき申請する場合、従来、「物品税輸出免税物品輸出証明申請書」及び携帯品等を提出させて、在外公館が確認を行う事務があったが、物品税法が廃止されたことにより、現在、この確認事務はなくなった。</p>
形 式	日本文による証明
注 意 事 項	(注) 本邦税関に提出するのは、この証明書のほか、現地税関の発給する証明書でもよいので、場合によりこれら現地機関から証明を取得するよう申請人を指導するとよい。.

日本品の外国輸入証明（陸揚証明）

1. 概説

（1） 証明の内容

本邦から輸出した日本の商品が確実に外国で陸揚げされた（外国に輸入された）ことを証明するもの。本邦税務当局あてで、日本文で発給する。

（2） 使用目的

商品を輸出するにあたり、物品税免除の扱いを得るため本邦税務署に対し、提出して使用される。

（注） 本邦の產品を外国に輸出するときは、本邦の輸出業者は、当該貨物の積出港を管轄する本邦税関で事前に輸出証明書を取得して所轄税務署へ免税の申告を行うが、これを取得しないまま輸出してしまったときは、当該品が外国に陸揚げされたことの証明によって免税措置を受けることとなり、この証明書が必要となる。

（3） 手数料

証明書1通毎に第27号の領事手数料を徴収。

（4） この証明書に代わる証明書

本邦税関に提出するのは、この証明書のほか、現地税関の発給する証明書でもよい。

2. 輸出入業者の申請に係る場合

（1） 発給条件

証明する物品は免税の対象物品に限る。

（2） 必要書類

（注） 文書はすべて、原本の提出又は原本の提示及び写の提出を受ける（公館で写を作成してもよい）。

イ. 輸出契約書等、当該物品の内容を証明する文書

ロ. 当該物品が本邦から輸出され、現地に陸揚げされたことを証明する文書（例えば、L／C、本邦税関発出の輸出許可書（Export Clearance）、B／L、現地税関への輸入申告書、現地の通関を証明する文書等）

（3） 作成要領

① 申請人に輸入陸揚証明願及び必要書類を提出させる。

（注） 書式の定めはない。見本の項目は必要と考えられる項目を列挙したものであり、記入しない項目については斜線を入れて、項目を空欄のまま残さないこと。

② 提示された文書により輸入陸揚証明願に記載された各項目を確認する。

（注） 物品自体の確認は不要。

③ 申請書下段に「上記のとおり証明します」旨の証明文、その他必要事項（証明書発給台帳にて確認）を記入し、角型館長印を押す（朱肉使用）。

- ④ 完成した証明書の写をとる。
- ⑤ 証明手数料は1通毎に第27号の領事手数料を徴収する。領収書は取りまとめて1枚発給すればよい。
- ⑥ 証明書発給台帳に記入する。
- ⑦ 証明書の写及び根拠文書（写）は公館にて保存する。保存期間3年。

3. 個人が出国の際、携行して外国に持ち込んだ物品につき申請する場合

従来、「物品税輸出免税物品輸出証明申請書」及び携帯品等を提出させて、在外公館が確認を行う事務があったが、物品税法が廃止されたことにより、現在、この確認事務はなくなった。

輸入陸揚証明願

在 總領事

氏名 殿

年 月 日

1. 品名:

2. 数量:

3. 価格:

4. 発注日付:

5. 陸揚日付:

6. 船名:

7. 積出港:

8. 陸揚港:

9. 出荷会社名:

上記の物品が日本産であつて、今般 _____ 会社 _____ により日本から積み出され、 _____ 国
_____ 港に陸揚されたものであることを証明して下さい。

住 所

氏名または商号

(印)

証第 号

上記のとおり証明します。

年 月 日

在

公 印

30号証明

30号証明とは、領事官の徴収する手数料に関する政令のうち、国籍証明(19号)から航行証明(29号)までのいずれにも該当しない場合で、公館が公文書等により確認した事実について証明するものである。通常「雑証明」とか「事実証明」などとよばれている。

国籍証明から航行証明に至る証明は、証明形式も処理要領も全公館同じであるのに対し、この30号証明は任国及び申請人の特殊事情から公館長の判断により取り扱う。過去の運用から証明形式が定められているものと、証明形式が定められていないものがある。

なお、外国文による証明の場合は必ず公館長が署名する。

○<証明形式が定められているもの>

- ・自動車運転免許証の抜粋証明(ただし、各公館が独自に作成した書式)
- ・旅券所持証明
- ・在留(転出)届出済証明
- ・居住証明
- ・採捕証明
- ・加工証明